

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第4号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総合教育センターに勤務する所長、部長（総務部長を除く。）<u>及び</u>研修指導主事</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 社会教育主事及び社会教育主事補（<u>この条</u>に掲げる職員から当該社会教育主事又は社会教育主事補となった者及び別に指定する者に限る。）</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 農業大学校に勤務する教授、助教授、講師<u>及び</u>技師（教育職給料表の適用を受けていた職員から当該教授、助教授、講師<u>又は</u>技師となった者に限る。）</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 社会教育主事及び社会教育主事補（<u>第4条第1項第7号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総合教育センターに勤務する所長、部長（総務部長を除く。）<u>、</u>研修指導主事<u>及び</u>研修助手</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>教育行政に関し特に命じられた業務に従事する特命参事（この項に掲げる職員から当該特命参事となったものと認められる者に限る。）</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 社会教育主事及び社会教育主事補（<u>この項</u>に掲げる職員から当該社会教育主事又は社会教育主事補となった者及び別に指定する者に限る。）</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 農業大学校に勤務する教授、助教授、講師、<u>技師及び行政専門員</u>（教育職給料表の適用を受けていた職員から当該教授、助教授、講師、<u>技師又は行政専門員</u>となった者に限る。）</p> <p>(11) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>教育行政に関し特に命じられた業務に従事する特命参事（この項に掲げる職員又は次条第1項の職員から当該特命参事となったものと認められる者に限る。）</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 社会教育主事及び社会教育主事補（<u>第4条第1項第8号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。